

令和4年度 老人クラブ補助金説明書



丹波市 健康福祉部 社会福祉課

1. 老人クラブの区分

●単位老人クラブとは？

丹波市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）に加盟される老人クラブ

●地域老人クラブとは？

丹波市老人クラブ連合会に未加盟で、16人以上で構成される老人クラブ
(平成29年4月から新しく補助制度を設けています)

2. 「単位老人クラブ」及び「地域老人クラブ」の補助金基準額一覧

(1) 単位老人クラブの補助金基準額（市老連に加盟するクラブ）

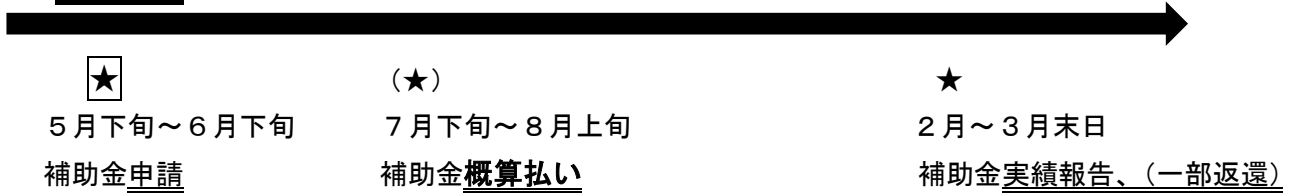
会員数基準	補助金の名称と金額	交付申請額 合計（ <u>上限</u> ）
30人以上	老人クラブ等助成事業補助金 年額 42,000 円	<u>90,000 円</u>
	老人クラブ活動強化推進事業補助金 年額 48,000 円	
16人以上 30人未満	老人クラブ等助成事業補助金 年額 20,000 円	<u>40,000 円</u>
	老人クラブ活動強化推進事業補助金 年額 20,000 円	
15人以下	老人クラブ等助成事業補助金 年額 10,000 円	<u>20,000 円</u>
	老人クラブ活動強化推進事業補助金 年額 10,000 円	

(2) 地域老人クラブの補助金基準額（市老連に加盟していないクラブ）

人数基準	補助金の名称と金額	交付申請額 合計（ <u>上限</u> ）
30人以上	老人クラブ等助成事業補助金 年額 21,000 円	<u>21,000 円</u>
16人以上 30人未満	老人クラブ等助成事業補助金 年額 10,000 円	<u>10,000 円</u>

3. 補助金申請年間スケジュール

(1) **概算払い**で補助金を受給される場合



※事業完了後、各老人クラブから提出いただいた実績報告書により、補助対象経費が補助金交付決定額(概算払)を下回った場合はその差額を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

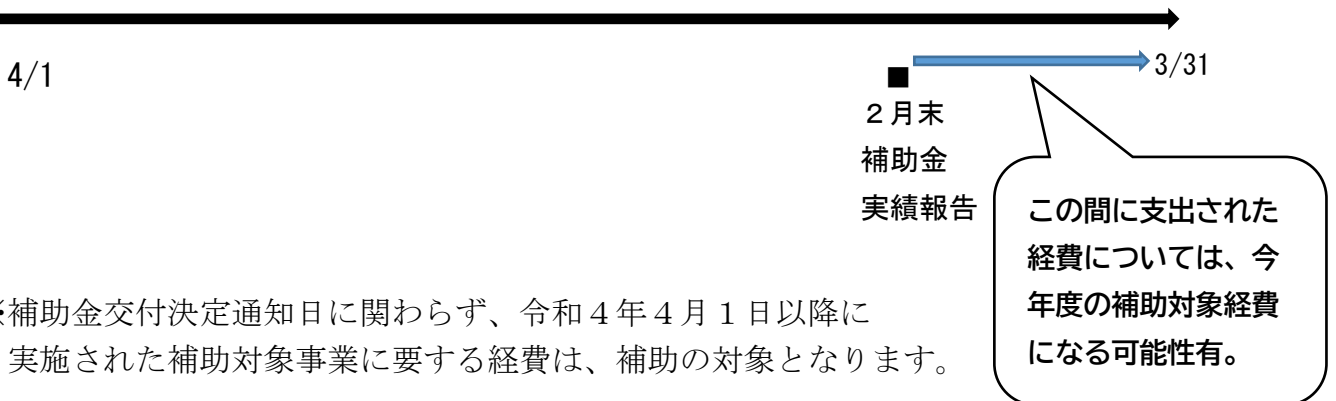
(2) **精算払い**で補助金を受給される場合



※事業完了後、各老人クラブから提出いただいた実績報告書により、補助金額を確定し、お支払いします。この方法で補助金を受給される場合は年度末まで経費の立替払いが必須となりますので、財源にご注意ください。

※年度末の補助対象事業の実績額に応じて補助金を後払いすることとなるため、補助金を返還いただく必要はありません。

[参考：老人クラブの活動]



※補助金交付決定通知日に関わらず、令和4年4月1日以降に実施された補助対象事業に要する経費は、補助の対象となります。

※年度途中で解散、又は市老連から脱退された場合等、活動延月数が12か月に満たない場合は、補助金交付額は月割りになります。



4. 事業実施、実績報告にかかる注意点

- ①実績報告時に提出いただくレシートや領収書について、写しの添付が必要となります。
- ②ポイントが付与された領収書の扱いについて、ポイントが付与されていても補助対象経費の差引はしません。なお、ポイントを使用した支払いは引き続き対象外となります。
- ③実績報告時に提出いただく写真について、提出は任意です。
- ④振込手数料について、補助対象事業の経費の振込にかかるものであれば、対象経費となります。
- ⑤各種借り上げ料について、次項のとおり基準を設けます。

5. 補助対象とする事業項目及び経費

補助対象とする事業項目		補助対象経費の例
A	社会奉仕活動 (清掃・地元の村祭り準備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 (弁当 (税別800円まで)、飲物 (アルコールを除く)、ゴミ袋、草刈機の燃料[※]、バザー出店用の材料、<u>グラウンドゴルフ参加賞</u> (※金券は除く)、トロフィー、感染症予防の物品等) ・ 謝礼金 (講座や講演時の講師謝金) ・ 備品購入費 (清掃活動用具等) ・ 役務費 (郵券料、団体名義で加入する損害保険料等) ・ 使用料及び借上料[※] (資料コピー代、<u>各種機器借上料</u>、会場使用料等)
B	高齢者教養講座開催等 (交通安全・人権・各種出前講座等)	
C	健康増進活動等 (グラウンドゴルフ・いきいき百歳体操等) <u>*年間を通じて、一定の定期的な活動があること</u>	

※老人クラブが主催で実施する事業に限る

* 各種機器借上げ料基準額：例) 草刈り機 500 円/半日、軽トラ 1,000 円/半日

* 社会奉仕活動における【参加賞代】の配布は事業の性質上、補助対象外となります。

6. 市内の老人クラブが実施されている活動の状況 (事例の紹介)

- (例 1) 公民館、広場、神社等の清掃活動
- (例 2) 自治会公民館での講演会開催 (介護予防、防犯、交通安全、人権等)
- (例 3) グラウンドゴルフ大会や歩こう会等の開催
- (例 4) いきいき百歳体操の実施
- (例 5) 認定こども園や小学校等の行事への協力、参加
- (例 6) 伝統芸能、伝統工芸品等の伝承活動
- (例 7) 地域内の花壇整備

7. 補助金の適正な支出について【重要】

★「事業計画書」及び「収入支出予算書」を作成される際は、本説明書、丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる審査基準一覧及び記入例を参考にいただき、計画されている事業に要する経費が補助対象かどうかご確認ください。不明な場合は、社会福祉課（☎88-5276）まで事前にお問い合わせください。

〔補助対象外とする経費〕

- ①【日当】会員がボランティア作業等を行った際に支払う日当、参加賞代等
- ②【旅費等】親睦旅行に要する経費、拝観料、入館料等
(※講演会等の講師に対する旅費は除く)
- ③【酒代】ビール、日本酒等のアルコール類 (※参加賞としての配布も含む)
- ④【懇親会費】新年会、忘年会、暑気払い、さなぼり、総会時等の懇親会・親睦会経費
- ⑤【娯楽経費】演芸大会やカラオケ大会等の娯楽に要する経費
- ⑥【負担金等】丹波市老人クラブ連合会等へ支払う負担金
” 各地区や支部の事業に参加する際の参加費等
自治会等が実施する事業にかかる協賛金等
- ⑦【補助費等】個人又は他の団体等への補助や委託費
※ただし、老人クラブの中に構成される部会への支出を除く
- ⑧【慶弔費】香典、祝金等
- ⑨【その他】現金や商品券など、直接個人の利益になるもの

8. 補助金交付申請に必要な書類【重要】

※次のものを補助金交付申請時に提出して下さい。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収入支出予算書
- (4) 老人クラブ活動強化推進事業計画書 (市老連加盟クラブのみ)
- (5) 会員名簿[※](令和4年4月1日時点)
※単位老人クラブの会員名簿については、丹波市老人クラブ連合会へ提出されるものと相違がないようご注意ください。
- (6) 補助金請求書(概算払)(※概算払いを希望されない場合は不要)

9. 補助金交付申請書の提出期日

令和4年6月30日(木)までに

社会福祉課（本庁第2庁舎）又は最寄りの市役所各支所までご提出ください。

10. その他の留意事項（共通）

（1）他の補助金との重複交付に注意

老人クラブ補助金と他の補助金との重複交付を避けるため、下記の補助金を受ける際は、補助対象事業費の整理が必要となりますので、あらかじめ申請時に社会福祉課（☎88-5276）までご相談ください。

*ふれあい・いきいきサロン助成金（社会福祉協議会補助金）

（2）領収書等の支払いを行った証明となる書類管理にかかる注意

※実績報告書を提出いただく際に、支払いを行った証明となるレシートや領収書等の証拠書類（写し可）をご提出いただく必要があります。補助対象経費にかかるレシートや領収書等は大切に保管しておいて下さい。なお、レシートや領収書（写し）は以下の点にご注意ください。

- ・領収書等の宛名は老人クラブ宛のものに限ります。
- ・電子マネー（フレッシュバザールのEdy払い等）及びポイントカード（ジュンテンドーのいきいきポイントカード等）を利用して支払いされた経費について、
※ポイントによる支払いは（全額払い及び部分払い）不可となります。
※公金の適正な取り扱い上、団体活動で必要なものをお買い物される際は極力現金で決済いただきますようお願いいたします。
- ・クレジットカードを利用した経費の支払いは原則不可とします。
やむを得ない事情により、当該経費を補助対象として扱いを希望される場合は別途ご相談ください。
※レシートや領収書等の添付がない場合、補助対象経費として扱うことができませんので、ご注意ください。

（3）振込先口座について

老人クラブ名義の預金口座以外の口座への振込みは不可とします。

（4）書類への押印について

今年度より書類への押印を廃止しております。

(5) 年度途中で事業内容及び経費に変更が生じる場合は実施前にあらかじめ社会福祉課までご相談ください。

(6) 年度末の事業実施について

補助金実績報告書を【3月31日】までにご提出いただく必要があることから、年度末の事業実施は極力お控えいただきますようお願いいたします。

11. その他の留意事項（市老連加盟クラブのみ）

★老人クラブ活動強化推進事業補助金(48,000円)について

以下の「①または②で1つ以上」かつ「③で1つ以上」の実施がない場合、概算払いで交付した補助金を返還いただくことがありますので、ご注意下さい。

〔老人クラブ活動強化推進事業補助金の対象となる事業経費〕

① 子育て支援活動

- ・子育てに関する相談や子どもとの体験交流などを通じて、子育て支援に寄与する活動に要する経費

② 地域における見守り活動

- ・在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動など、見守り活動に寄与する活動に要する経費

③ 健康づくり（健康体操等）の実施及び普及促進活動

- ・いきいきクラブ体操、いきいき百歳体操、3B体操、ラジオ体操、その他の高齢者の健康づくりや介護予防のために市町が適当と認める体操等の実施・普及促進活動、その他健康づくり活動（健康ウォーキング、介護予防講座など）に要する経費（グラウンドゴルフや囲碁ボール含む）

（原則、年間を通じて、一定の定期的な活動が行われるものに限る。）

12. お問い合わせ先

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係(☎88-5276)まで